

# 第1章 はじめに

## 1.1 文京区バリアフリー基本構想の概要

本区では、平成27年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づく「文京区バリアフリー基本構想（以下、現行基本構想）」を策定しました。

現行基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の令和7年度を目標年次として取組を推進することとしています。

現行基本構想の検討にあたり、区全体に共通するバリアフリー課題や地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図1）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

その方針に基づき、バリアフリー化を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業（特定事業）を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画（以下、地区別計画）を検討しました。平成28年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】」を、平成29年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】」を策定しました。

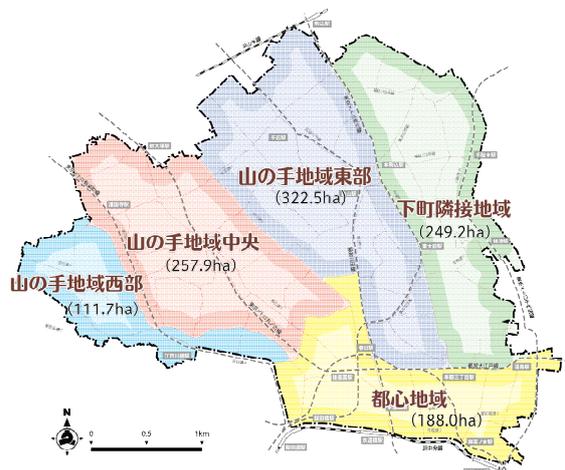


図1 重点整備地区（5地区）

現行基本構想は、令和7年度を目標年次としていることから、さらなるバリアフリー化の促進に向けて、令和7年度に現行基本構想の評価及び改定を実施します。

表1 検討経緯

時期	内容
平成18年12月	バリアフリー法の施行
平成28年3月	文京区バリアフリー基本構想の策定
平成29年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】の策定
平成30年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】の策定
平成30～令和7年度	事業の進捗状況の確認・公表（毎年度）
令和8年2月	文京区バリアフリー基本構想 最終評価のとりまとめ
令和8年3月（予定）	文京区バリアフリー基本構想の改定

## 1.2 最終評価の目的

現行基本構想では、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図るため、目標年次である令和7年度に評価を行い、改定の必要性を検討することとしています。

これに基づき、最終評価では、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下、推進協議会）を中心に、特定事業等の進捗状況の整理や、アンケート調査、地域懇談会による意見交換を行い、事業種ごとの評価や区全体のソフト施策等について評価しました。その結果を踏まえて、今後の基本構想の改定に向けた課題をとりまとめました。とりまとめた内容については、推進協議会に共有し、今後の基本構想の改定に活用することで、重点的かつ一体的なバリアフリー化のさらなる推進を図ります。

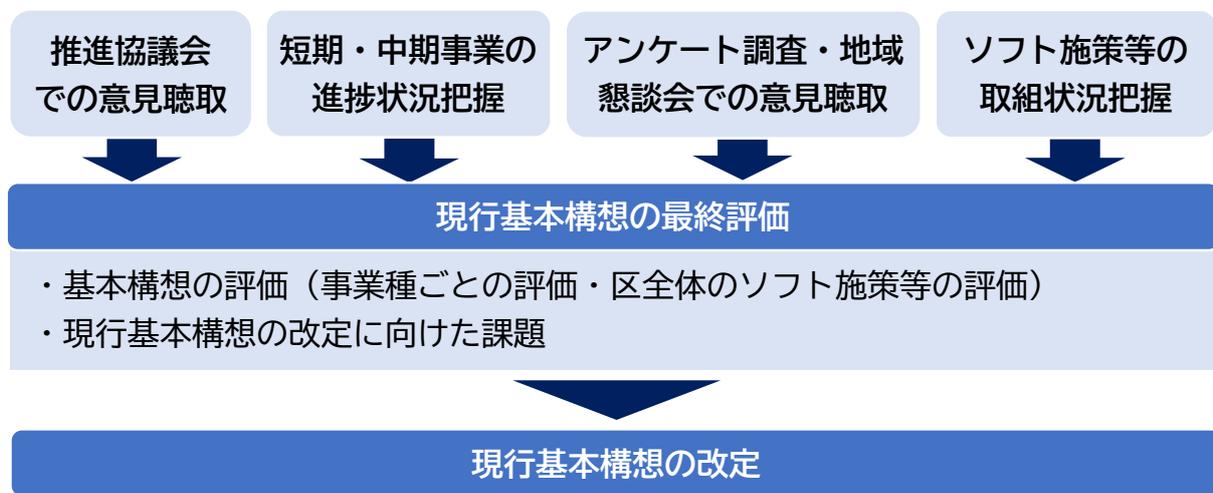


図2 最終評価のとりまとめ・活用のイメージ

組織・活動	活動内容	参加者の構成
推進協議会	特定事業等の進捗状況等を踏まえ、現行基本構想の評価について協議しました。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・施設管理者・事業者・行政関係者等
推進委員会	推進協議会の検討内容に関する事前調整や、庁内で連携して取組む施策について協議しました。	都市・観光・福祉・教育系の庁内担当所管
地域懇談会	完了した主な特定事業等における評価すべき点や課題点について、意見交換を行いました。	推進協議会の区民委員・高齢者・障害者等

図3 組織ごとの活動内容と参加者の構成

### 1.3 最終評価の流れ

最終評価にあたり、学識経験者や区民、事業者等からなる推進協議会を中心に、特定事業等の進捗状況や区民意見を踏まえ、現行基本構想の成果や課題について協議しました。

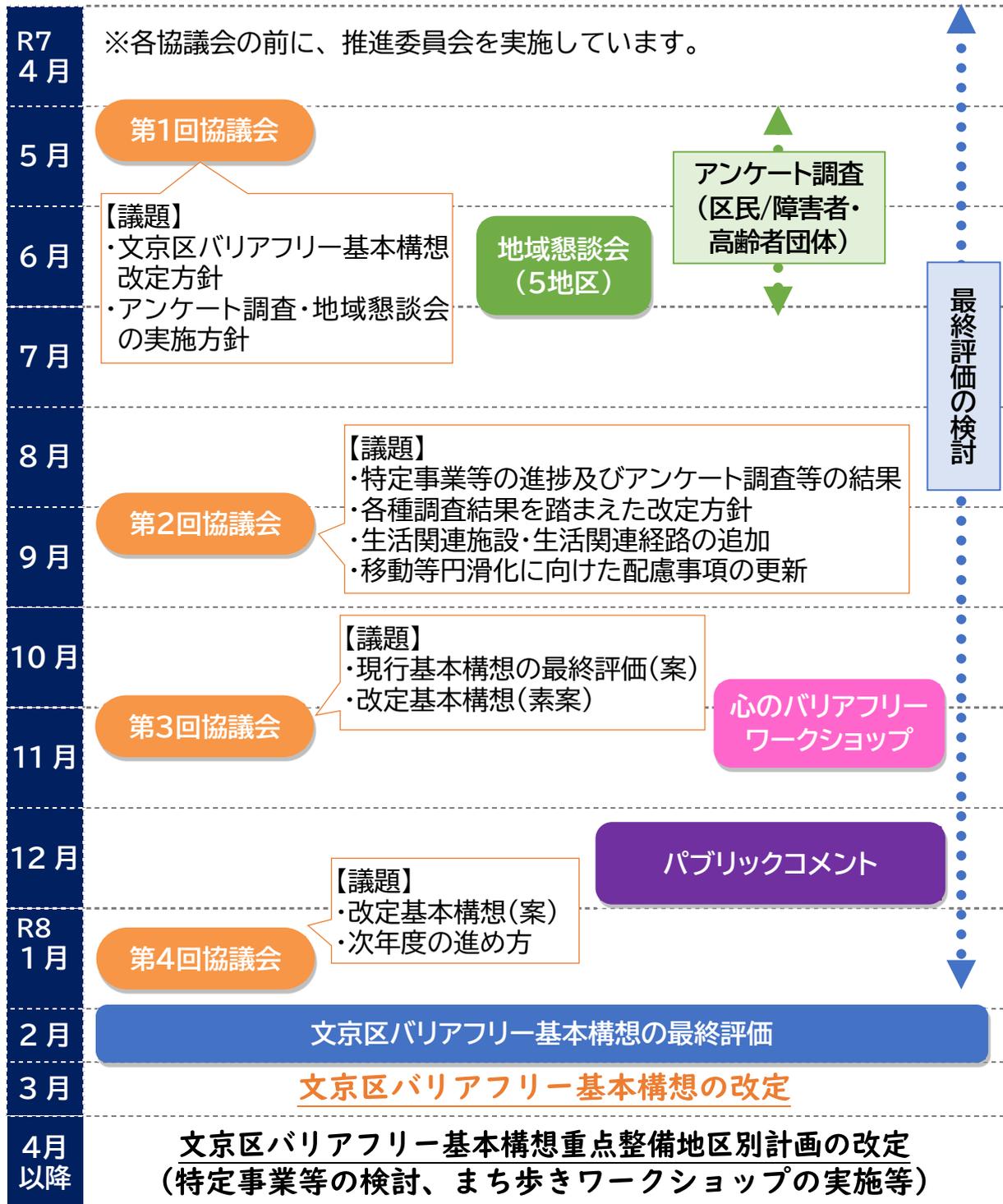


図4 最終評価・基本構想改定に向けた検討の流れ